

# 「株主リスト」を添付書面とする改正商業登記規則(概要)

## 1 改正の経緯

虚偽の内容の株主総会議事録等を元に、**真実でない商業登記**がされ法人格が悪用

➡ 登記の添付書面として、株主総会議事録に加え、**主要株主のリストの提出**も求める。

## 2 株主リストの内容

### 議決権数上位10名の株主

又は(いずれか少ない方)

### 議決権割合が2/3に達するまでの株主

- 氏名又は名称
- 住所
- 株式数
- 議決権数
- 総議決権数に占める割合

※1 種類株式発行会社は、種類毎の株式数も記載

※2 総株主(全ての種類株主)の同意を要するときは、全株主(種類株主)のリスト

## 3 株主リストの提出が必要となる場合

### 登記事項につき株主総会決議が必要な場合

#### 登記申請の添付書面として

〈従来〉

- 株主総会議事録



〈改正後〉

- 株主総会議事録  
+
- 株主リスト

※3 登記事項につき

- ・株主総会決議を省略する場合(会社法319 I)
- ・総株主の同意が必要な場合

にも、株主リストの提出が必要

※4 登記事項につき、種類株主総会決議(決議の省略、全種類株主の同意)等を要する場合も同様

※5 株式会社のほかに、**特定目的会社**、**投資法人**も社員のリストの提出が必要(その他の法人は不要)

## 4 登記の附属書類の閲覧制度の整備(厳格化)

### 登記の附属書類の閲覧申請に当たり

〈従来〉

- 附属書類一式という閲覧申請も可能
- 閲覧についての「利害関係」の疎明不要



〈改正後〉

- 閲覧申請は、**利害関係のある部分を特定してする必要**
- 閲覧についての「利害関係」の**疎明必要**

## 5 施行日

平成28年10月1日

**施行日前に、株主総会が行われた場合であっても、施行日以降に登記申請するときは、株主リストの添付が必要**